

令和2年度 第2回二宮町地域公共交通活性化協議会 次第
(書面開催)

議 題

資料番号

- (1) 二宮町地域公共交通アンケート調査結果(速報)について【報告事項】 資料1
前回承認いただいた標記アンケートについて、調査結果を速報として取りまとめましたので報告します。確報については、次回の協議会で報告する予定です。
- (2) へのバスの運行ルートについて 【報告事項】 資料2
平成29年10月から新たなコミュニティバス車両及び運行ルート等になり、令和4年10月で5年が経過することから、現行のルート・ダイヤにおける課題を精査し、改編について検討中の内容を報告します。
- (3) へのバスの利用促進策について 【承認事項】 資料3
感染症流行の影響により、今年度の取組みは中止したいと考えています。来年度については、同様の取組みを準備し、今後の感染症の収束を見極め、実施する予定です。本計画のご承認について伺います。
- (4) 令和2年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について【承認事項】 資料4
コミュニティバスは国のフィーダー系の補助金を活用しています。今年度の事業評価を作成しましたので、ご承認について伺います。
- (5) 令和3年度 歳入歳出予算(案)について 【承認事項】 資料5
令和3年度歳入歳出決算のご承認について伺います。予算額は前年度と同額を計上しております。
- (6) 二宮町地域公共交通活性化協議会財務規程(案)及び二宮町地域公共交通活性化協議会事務局規程(案)について 【承認事項】 資料6-1、6-2
令和元年度歳入歳出決算における監査委員からの指摘を契機とし、出納整理期間や事務局の役割の明確化等、規程類の整備を図るため、本協議会の財務規程(案)及び事務局規程(案)を作成しました。資料のとおり策定してよろしいか、ご承認について伺います。

その他議題に関連しない資料

- ・『二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱』

<概要>

○調査方法

紙配布：1,000世帯配布（無作為抽出） ⇒421票回収（回収率42.1%）
 オンライン：町HP、Facebook、町内掲示板に案内掲示 ⇒45票回収
 二宮高校：校内にチラシ掲示 ⇒14票回収

○調査期間

令和2年12月7日（月）～12月31日（木）

<主な調査結果>

①外出について困難だと思うことはありますか。（コロナ前/現在）※複数回答可

外出について困難だと思うことはありますか	コロナ前		現在	
	回答者数(a)	回答率(a/n)	回答者数(a)	回答率(a/n)
困難は感じていない	322	79.9%	260	63.3%
身体的な理由で外出が困難な状況である （体力的にきつい・杖の使用・介助が必要など）	7	1.7%	10	2.4%
自宅から鉄道駅やバス停留所までが遠いため	20	5.0%	18	4.4%
利用できるバス停留所があっても運行本数が少ない・ 行き先が目的に合わない	66	16.4%	58	14.1%
通常のタクシーやバス等を利用できるが、料金が安い	16	4.0%	17	4.1%
外出する時間の余裕がない	4	1.0%	5	1.2%
新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある	0	0.0%	102	24.8%
その他	3	0.7%	3	0.7%
	回答総数	438	473	
	有効回答者数(n)	403	411	

②（①で困難は感じていないと回答した方へ）困難を感じていない理由は何ですか。（コロナ前/現在）※複数回答可

困難を感じていない理由	コロナ前		現在	
	回答者数(a)	回答率(a/n)	回答者数(a)	回答率(a/n)
自分で自動車等を運転できるため	235	74.1%	192	74.7%
家族等に送迎等をしてもらえるため	52	16.4%	47	18.3%
外出時の公共交通で不便を感じることがないため	87	27.4%	62	24.1%
その他	8	2.5%	8	3.1%
	回答総数	382	309	
	有効回答者数(n)	317	257	

③（①で困難は感じていない以外を回答した方へ）どの程度困難だと感じていますか。（コロナ前/現在）

どの程度、困難を感じていますか	コロナ前		現在	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比
多少困っているが、外出はできている	63	80.8%	118	80.8%
時々しか外出ができないほど困っている	8	10.3%	16	11.0%
外出がほとんどできていないため、生活をする上で とても困難である	2	2.6%	4	2.7%
全く外出ができていないため、他市町村に引っ越し を考えている	0	0.0%	1	0.7%
その他	5	6.4%	7	4.8%
	有効回答者数(n)	78	146	

<主な調査結果>

④二宮町コミュニティバス（にのバス）をご存じですか。

にのバスの認知度	回答者数	構成比
知っている	353	84.9%
知らない	63	15.1%

有効回答者数(n) 416

⑤（④で知っていると回答した方へ）にのバスをどのくらい利用していますか。（コロナ前/現在）

にのバスの利用度	回答者数	構成比
ほぼ毎日	1	0.3%
週3～4日	1	0.3%
週1～2日	4	1.1%
月1～3日	6	1.7%
年1～10日	31	8.8%
利用なし	307	87.5%
その他	1	0.3%

有効回答者数(n) 351

⑥あなたにとって公共交通は必要ですか。（現在/5～10年後）

公共交通の必要性	現在		5～10年後	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比
必要	183	45.2%	246	61.0%
たまに必要	112	27.7%	86	21.3%
どちらとも言えない	17	4.2%	33	8.2%
ほとんど不要	55	13.6%	22	5.5%
不要	38	9.4%	16	4.0%

有効回答者数(n) 405

403

(参考 前回アンケート調査結果)

公共交通の必要性	現在		5～10年後	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比
必要	543	43.4%	774	63.7%
たまに必要	334	26.7%	260	21.4%
どちらとも言えない	76	6.1%	117	9.6%
ほとんど必要ない	168	13.4%	38	3.1%
必要ない	129	10.3%	26	2.1%

n= 1,250

n= 1,215

(有効回答者数)

(有効回答者数)

<主な調査結果>

⑦あなたが重要と思う交通手段は何ですか。（現在/5～10年後）

※それぞれ2つまで回答可

重要と思う交通手段	現在		5～10年後	
	回答者数(a)	回答率(a/n)	回答者数(a)	回答率(a/n)
路線バス（コミュニティバスを除く）	205	50.1%	232	56.7%
コミュニティバス（にのバス）	36	8.8%	91	22.2%
バス以外の地域公共交通（タクシーやデマンド交通など）	63	15.4%	106	25.9%
歩行（歩きやすい道路整備など）	116	28.4%	101	24.7%
自転車（通行しやすい道路や駐輪場整備など）	107	26.2%	65	15.9%
マイカー（渋滞の解消など）	230	56.2%	171	41.8%
その他	12	2.9%	11	2.7%
	回答総数	769	777	
	有効回答者数(n)	409	409	

（参考 前回アンケート調査結果）

重要と思う交通手段	現在		5～10年後	
	回答者数 (a)	回答率 (a)/(b)	回答者数 (a)	回答率 (a)/(b)
路線バス	587	47.0%	659	53.7%
コミュニティバス	138	11.0%	362	29.5%
バス以外の地域公共交通 （タクシーやデマンド交通など）	149	11.9%	508	41.4%
歩行 （歩きやすい道路整備など）	512	41.0%	306	24.9%
自転車（通行しやすい道路や 駐輪場整備など）	289	23.1%	158	12.9%
マイカー（渋滞の解消など）	700	56.0%	357	29.1%
その他	66	5.3%	44	3.6%
	n= 1,250		n= 1,227	
	(b)有効回答者数		(b)有効回答者数	

⑧人口減少に伴い公共交通の利用者は減少しています。利用者数が一定数いないと、路線バス等の公共交通の運行・維持が難しい状況で、廃止の可能性が高まりつつあることをご存じですか。

公共交通の廃止可能性の認知度	回答者数	構成比
知っている	253	61.6%
知らない	156	38.0%
その他	2	0.5%
	有効回答者数(n)	411

にの♡バスの運行ルートについて

平成 29 年 10 月から新たなコミュニティバス及び運行ルート等になり、令和 4 年 10 月で 5 年が経過することから、現行のルート・ダイヤにおける課題を精査し、改編について検討しています。

改編にあたっては、各バス停における乗降実績や令和 2 年 12 月に実施した交通アンケート結果などを基に分析し、検討したいと考えています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に利用控えはあるものの、平成 29 年 10 月以来、利用者は順調に伸びていることから、利用者への影響を勘案し、必要最低限の範囲での改編としたいと考えています。

なお、現在事務局で検討しているのは、次の項目です。

- **分岐により運行本数が少なく、利便性が低いルート**
⇒具体的には、百合が丘坂下ルートと山西小学校前ルート
- **分岐等により循環ルートでバス停の場所が 3 か所になっている箇所**
⇒具体的には、南 5 号前バス停（整形外科通院者の利用が多いバス停）
- **利用実績が著しく低いバス停**
- **ロピアの撤退により買い物における利便性が低下した対策**
⇒中里バス停はロピアや西友への買い物利用者用に設定したが、ロピアの撤退により、バス停の利便性が低下した対策

これらの項目については、来年度早々に方向性を提案させていただき、協議が整い次第、各地区と協議を進めたいと考えています。

にの♡バスの利用促進策について

1. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う取り組みの中止について

昨年の第1回協議会で承認いただいた標記の件について、8月からのいわゆる「第2波」の収束を見極め実施する予定でしたが、収束の判断基準としていた神奈川アラートが解除されぬまま「第3波」に突入し、現在に至っております。

神奈川県も含めた首都圏に対し、緊急事態宣言が発令されている現在において、何らかの利用促進策を展開することは困難であり、今年度中の感染症の収束が見込めないため、今年度は利用促進策を実施せず、町からの負担金を全額返還（※）したいと考えております。

※現段階において回数券を未購入のため、利用促進に係る予算は支出していません。

実施予定だった利用促進策

- ①高齢者を対象とした買い物お試し乗車
- ②幼稚園児・保育園児を対象とした乗車練習
- ③幼稚園児・保育園児による絵画等の車内展示

2. 来年度について

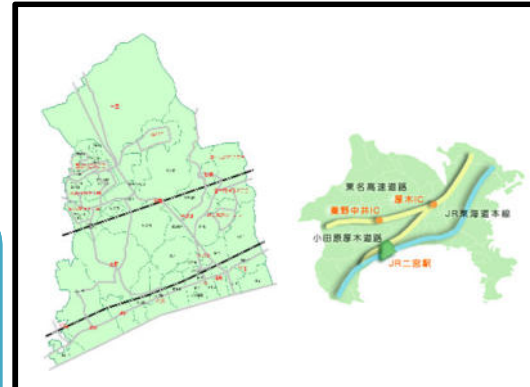
来年度の利用促進策については、新型コロナウイルス感染症の収束後に備え、上記の内容での取り組みを準備する予定ですが、対象者が感染症に対して特に注意が必要な年齢等であるため、実施時期は安全を第一に今後の感染症の収束を見極め、関係者との協議を経て実施していきます。

なお、利用促進策の実施費用として町から負担金が出ますので、実施を見据えていつでも実施できる準備を整えておきたいと考えています。

令和2年度 二宮町地域公共交通会議 (神奈川県二宮町) (地域内フィーダー系統確保維持事業)

地域の公共交通等の現況

二宮町においては、JR東海道線本線の二宮駅と、国道1号と県道71号(秦野二宮線)を軸とした路線バスを中心に、タクシー、コミュニティバス等により構成される公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、駅や大規模商店、病院などを利用する町民の日常生活機能を担う中で、特に車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要な交通として機能している。しかし、人口減少と自家用車の普及により、二宮町の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による路線の縮小など、運行に様々な問題が発生している。



交通計画の目指す概要／地域公共交通に関する施策・取組の概要

地域公共交通の目標「誰もが移動手段を確保することができ、維持し続けることができる公共交通体系」
高齢者が増える将来においても、公共交通と他の交通(自家用車等)との連携により、誰もが移動手段を確保することができる公共交通体系を目指す。また、財政的にも持続可能な公共交通体系・仕組みづくりを行う。

交通施策として実施した事業の全体像の概要

交通空白地域を中心とした移動手段として、コミュニティバスとデマンドタクシーを導入し、運行させた。このうちデマンドタクシーは導入地域から不評であり、財政的にも効率的と言えなかったため、平成29年9月末をもって休止とし、代わりにコミュニティバスを町循環型に改編した。その際、バリアフリーに対応した新たな車体を購入し、車体ペイントを施すなど、多くの町民から利用され、関心が持たれる工夫をした。また、利用状況を細かく把握できるよう、乗降データが蓄積できるシステムも搭載したほか、割引手形なども導入した。

補助対象事業の概要

地域内交通を確保・維持する取り組みの一つとして、交通空白地域を通り、地域間幹線系統や鉄道駅を接続させる、定時定路線・町内循環型のコミュニティバスを平成29年10月から運行している。この事業により交通空白地域に住む方の生活の足を確保するとともに、町民全体の地域公共交通に対する意識向上にも繋げている。

【コミュニティバス「にの♡バス」】←補助事業

事業者名:株式会社神奈川中央交通西
 運行系統:二宮町コミュニティバス1(右循環)11.4km、二宮町コミュニティバス1(左循環)11.8km、
 二宮町コミュニティバス2(右循環)10.9km、二宮町コミュニティバス2(左循環)11.3km、二宮町コ
 ミュニティバス3(朝便)5.6km、二宮町コミュニティバス4(夕方便)16.8km
 運行日:月曜～金曜(祝日、年末年始運休)
 運行時間帯:8時15分～18時31分
 運行本数:9便/日(ただし、朝便及び夕方便は補助対象外)
 運行車両:ノンステップバス
 運賃:大人200円、子ども(中学生以下)100円、障がい者100円※未就学児無料

面積	9.08㎡
人口 (R2.1.1時点)	27,653人
15歳未満	2,852人
65歳以上	9,602人
高齢化率	34.7%
世帯数	11,432世帯

交通計画の策定年月日

策定なし

協議会開催状況

- 協議会の開催状況 2回開催
- ※いずれも書面会議
- ・第1回(7月22～30日)
生活交通確保維持改善について
- ・第2回(1月15～25日)
事業評価について

前回の事業評価結果の反映状況

取り組みの周知と利用促進のため、ゴールデンウィーク時の臨時運行や、高齢者や小学生を対象としたお試し乗車やバスの乗り方教室を開催し、その中でコミュニティバスの回数券を配布、お試し乗車ができる機会設定を計画した。また、住民の交通行政への参画として、住民主体の協議体に対し、助言等の支援を実施した。

定量的な目標・効果

【評価指標・目標値】

- コミュニティバス乗車人数 令和2年 100人/日 令和3年 100人/日 令和4年 100人/日
- 乗り支える仕組みへの協力 手形及び回数券購入者
令和2年 310人 令和3年 320人 令和4年 320人
- 外出が週1回未満の高齢者割合の減少 令和2年～令和4年 5%未満(※町民アンケートより)

【効果】

交通空白地域(山西地区及び富士見が丘・松根地区)の住民だけでなく、今後増大する高齢者などの交通弱者が、日常生活に必要な移動手段が確保できる。運行を交通結節点に接続させることで、他の公共交通機関に乗り換えるなど、交通弱者等の移動範囲が拡大したり社会参画が促進されたりして、結果として地域が活性化される。割引手形などの乗り支える仕組みを導入することで、交通弱者以外の方にも利用が促進され、現在の公共交通を維持する「乗り支える意識」の醸成を図れる。

目標・効果の達成状況

【指標】

- コミュニティバス乗車人数(令和元年10月～令和2年9月) 実績68人/日
- 乗り支える仕組みへの協力 手形及び回数券購入者(令和元年10月～令和2年9月) 実績199人
- 外出が週1回未満の高齢者割引の減少 実績 6.3%(令和2年3月調査)

【目標を達成できなかった要因(分析)】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、全体的に利用者数が落ち込んだ。
⇒緊急事態宣言が発令された令和2年4月以降の利用者数の減少が大きく、前年度比で約12%も落ち込んだ。
- ・予定していた利用促進策(高齢者や小学生対象のお試し乗車や乗り方教室でのコミュニティバス回数券配布、臨時運行)が新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。
⇒高齢者は重症化リスクが大きいこと、また小学生もクラスター発生による学級閉鎖の懸念があり、実施を断念した。
- ・町のイベント等が軒並み中止となり、事業周知の機会がなかった。
⇒緊急事態宣言以降、町の方針により、人が集まるイベント等はほとんど実施できなかった。
- ・住民主体の協議体は立ち上がったばかりであり、まだ成果を上げられる状況ではない。
⇒ボランティアによる運送支援を試行し始めたばかりであり、検証結果もまだ出ていない。

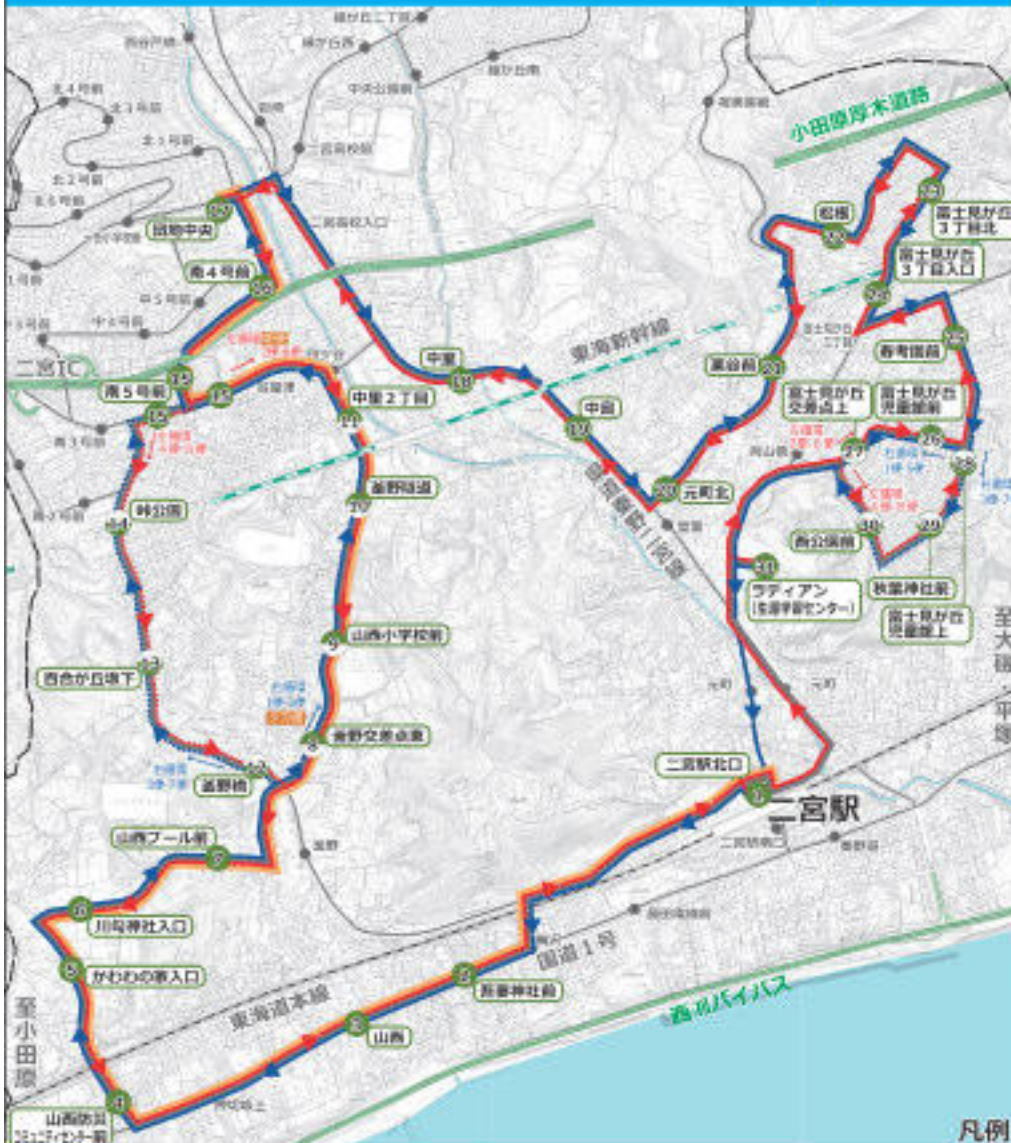
アピールポイント

- 引き続き、導入している乗り支える仕組み
- ・割引手形の導入
 - ニーノ手形 購入者制限なし、運賃100円引き
 - ミーヤ手形 購入者制限あり、運賃200円引き(対象者:75歳以上、妊産婦、未就学児の父母と祖父母)
- ・運転免許返納者に対する特典
 - 運転免許証返納後1年以内の方は1回に限りニーノ手形12ヶ月券が無料(ミーヤ手形の購入条件を満たす方に限り、ニーノ手形12ヶ月券との差額3,000円を支払うことでミーヤ手形12ヶ月券に変更可)

今後の改善点

- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視し、収束したタイミングを見計らって、モビリティ・マネジメントとして、高齢者や小学生などを対象としたお試し乗車やバスの乗り方教室を開催する。
- ・住民の交通行政への参画として、住民主体の協議体に対する助言等の支援を引き続き実施する。また、協議体の取組みを広く周知し、同様の協議体が各地域で立ち上がるよう機運醸成を行う。
- ・住民の生活における移動の課題に係るアンケート調査の結果を分析し、コミュニティバスのルートの見直しや、新型コロナウイルス感染症の影響下での課題を整理し、対応策を検討する。

二宮町コミュニティバスルート

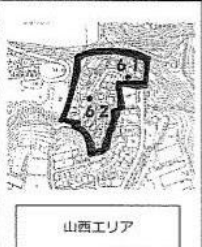
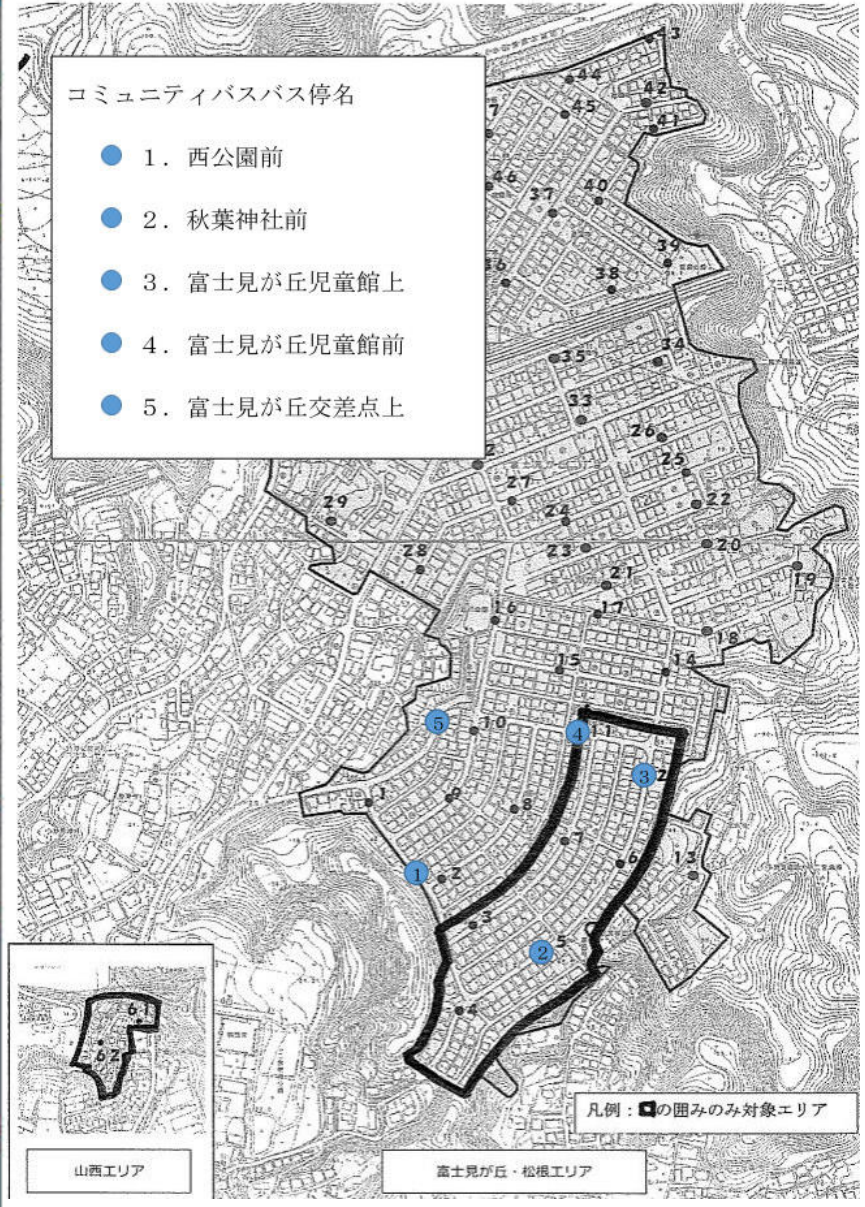


二宮町コミュニティバス運行ルート

	国地中央発【左循環】		(山西小学校前経由 二宮駅北口行)【朝便】
	二宮駅北口発【左循環】		(富士見が丘児童館前 - 山西小学校前経由)【第2便 - 第6便】
			(西公園前・神公園経由)【第4便・第8便】
	二宮駅北口発【右循環】		(山西小学校前・富士見が丘児童館前経由)【第1便 - 第5便】
			(神公園・西公園前経由)【第3便・第7便】
			(山西小学校前経由 国地中央行)【夕方便】

交通不便地域対象地域

- コミュニティバスバス停名
- 1. 西公園前
 - 2. 秋葉神社前
 - 3. 富士見が丘児童館上
 - 4. 富士見が丘児童館前
 - 5. 富士見が丘交差点上



凡例：■の囲みのみ対象エリア

山西エリア

富士見が丘・松根エリア

令和元年10月～令和2年9月
コミュニティバス運行実績

年	月	乗車人数	平均		運行日数
			1日	1便	
令和元年	10月	1,787	81.2	9	22
	11月	1,531	76.6	8.5	20
	12月	1,695	84.8	9.4	20
	1月	1,419	74.7	8.3	19
	2月	1,548	77.4	8.6	20
	3月	1,311	62.4	6.9	21
令和2年	4月	936	44.6	5	21
	5月	857	47.6	5.3	18
	6月	1,306	59.4	6.6	22
	7月	1,362	64.9	7.2	21
	8月	1,399	70	7.8	20
	9月	1,487	74.4	8.3	20
計		16,638	68.2	7.6	244

令和元年10月～令和2年9月
コミュニティバス手形・回数券販売実績

年	月	二ノ手形		ミヤ手形		免許返納分		回数券	小計
		6ヶ月	12ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	二ノ手形 (12ヶ月)	ミヤ手形 (12ヶ月)		
令和元年	10月分				1			16	17
	11月分	1			2	1		25	29
	12月分		1		9	1		11	22
	1月分	1		1	3			10	15
	2月分				3			11	14
	3月分	1	2		2	3		17	25
	4月分	1						5	6
令和2年	5月分							11	11
	6月分							9	9
	7月分		1		1	1		7	10
	8月分		1		1			19	21
	9月分	1		1	2	1		15	20
合計		5	5	2	24	7		156	199

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和3年1月25日

協議会名: 二宮町地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
神奈川中央交通西株式会社	地域内交通を確保・維持する取り組みの一つとして、交通空白地域を通り、地域間幹線系統や鉄道駅を接続させる、定時定路線・町内循環型のコミュニティバスを平成29年10月から運行している。この事業により交通空白地域に住む方の生活の足を確保するとともに、町民全体の地域公共交通に対する意識向上にも繋げている。	取り組みの周知と利用促進のため、ゴールデンウィーク時の臨時運行や、高齢者や小学生を対象としたお試し乗車やバスの乗り方教室を開催し、その中でコミュニティバスの回数券を配布、お試し乗車ができる機会を設定を計画した。また、住民の交通行政への参画として、住民主体の協議体に対し、助言等の支援を実施した。	B 事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった	C ・新型コロナウイルス感染症の影響により、全体的に利用者数が落ち込んだ。 ⇒緊急事態宣言が発令された令和2年4月以降の利用者数の減少が大きく、前年度比で約12%も落ち込んだ。 ・予定していた利用促進策(高齢者や小学生対象のお試し乗車や乗り方教室でのコミュニティバス回数券配布、臨時運行)が新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。 ⇒高齢者は重症化リスクが大きいこと、また小学生もクラスター発生による学級閉鎖の懸念があり、実施を断念した。 ・町のイベント等が軒並み中止となり、事業周知の機会がなかった。 ⇒緊急事態宣言以降、町の方針により、人が集まるイベント等はほとんど実施できなかった。 ・住民主体の協議体は立ち上がったばかりであり、まだ成果を上げられる状況ではない。 ⇒ボランティアによる運送支援を試行し始めたばかりであり、検証結果もまだ出ていない。	・新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視し、収束したタイミングを見計らって、モビリティ・マネジメントとして、高齢者や小学生などを対象としたお試し乗車やバスの乗り方教室を開催する。 ・住民の交通行政への参画として、住民主体の協議体に対する助言等の支援を引き続き実施する。また、協議体の取組みを広く周知し、同様の協議体が各地域で立ち上がるよう機運醸成を行う。 ・住民の生活における移動の課題に係るアンケート調査の結果を分析し、コミュニティバスのルートの見直しや、新型コロナウイルス感染症の影響下での課題を整理し、対応策を検討する。

令和3年度 二宮町地域公共交通活性化協議会 歳入歳出予算書(案)

1) 歳入

(単位:円)

款項目	令和3年度予算額	令和2年度予算額	比較増減	説明
1 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	国庫補助金
2 負担金	126,000	126,000	0	
1 負担金	126,000	126,000	0	
1 負担金	126,000	126,000	0	二宮町より
3 繰越金	662	662	0	
1 繰越金	662	662	0	
1 繰越金	662	662	0	前年度繰越金
4 雑収入	338	338	0	
1 雑収入	338	338	0	
1 雑収入	338	338	0	利子等
合計	127,000	127,000	0	

2) 歳出

(単位:円)

款項目	令和3年度予算額	令和2年度予算額	比較増減	説明
1 運営費	90,000	90,000	0	
1 事務費	90,000	90,000	0	
1 事務費	90,000	90,000	0	委員出席報償費
2 事業費	36,000	36,000	0	
1 事業費	36,000	36,000	0	
1 事業費	36,000	36,000	0	この♥バス利用促進事業
3 予備費	1,000	1,000	0	
1 予備費	1,000	1,000	0	
1 予備費	1,000	1,000	0	
合計	127,000	127,000		

二宮町地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、二宮町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、国からの補助金、二宮町からの負担金、繰越金その他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

5 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、その予算書の写しを速やかに二宮町長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前条第5項の規定は、前項の規定により補正予算が協議会の承認を得たときにおいて準用する。

（予算区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 その年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1又は別表第2に定める以外の項又は目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、二宮町の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命じることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、二宮町の例により行うものとする。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、その決算書の写しを速やかに二宮町長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、令和3年1月 日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 補助金	1 補助金	1 補助金
2 負担金	1 負担金	1 負担金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 雑収入	1 雑収入	1 雑収入

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

二宮町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱第 1 1 条に規定する二宮町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局の組織、運営等について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事務
- (2) 協議会の資料作成に関する事務
- (3) 協議会の庶務に関する事務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事務

（職員）

第 3 条 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

2 事務局長は、二宮町政策総務部企画政策課長をもって充てる。

3 事務局員は、二宮町政策総務部企画政策課職員をもって充てる。

（専決事項）

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、二宮町において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第 6 条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、二宮町において定められている公印の取扱いの例による。

（委任）

第 7 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年1月 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
二宮町 地域公共 交通活性 化協議会 会長印		篆書	22×22	会長名をも って発する 文書	1	事務局長

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 二宮町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議等を行うため、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (5) 町が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者により構成し、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 二宮町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 関東運輸局神奈川運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表

(8) 前各号に掲げる者のほか、道路管理者、神奈川県警察、学識経験者その他協議会が必要と認める者。

3 前項第2号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げる委員については、協議会に代理人を出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合には、後任者を充て、その残任期間とする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

6 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

7 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

8 会議は原則として公開とする。

9 会長は、必要があると認める場合には、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(監査)

第6条 協議会に監事を置く。

2 監事は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、交通会議に関する出納監査を行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務)

第7条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第8条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日を持って打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第10条 協議会は、第2条の協議事項に関して必要な事項を処理するため、幹

事会をおく。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他協議会が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる
(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、政策総務部企画政策課に協議会の事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

2 この要綱の規定により最初に任命された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。